

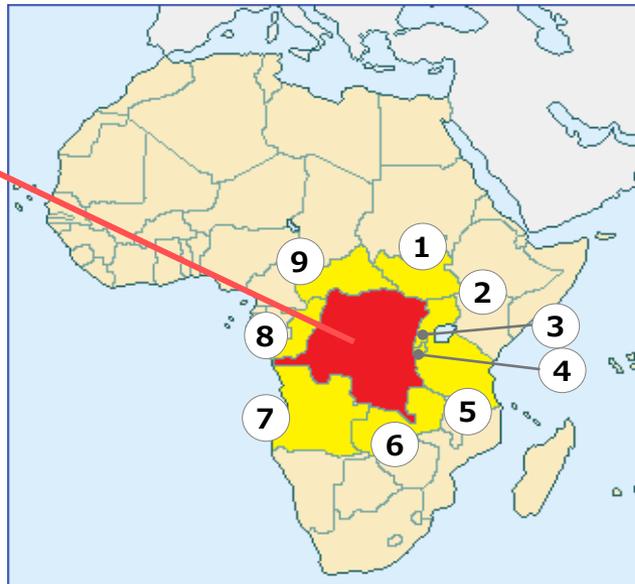
紛争鉱物(コンフリクト・ミネラル)調査 の社会的な意義及び必要性

2023年版

- コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9ヶ国で採掘される鉱物資源が、人権侵害、環境破壊等を引き起こしている武装勢力の資金源となっていることが懸念されています。
- これを受けて、米国金融規制改革法（2010年7月）に、以下の条項が設けられました。
 - ① 「タンタル、錫、金、タングステン（略称：3TG）」を紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）と定義
 - ② 米国上場企業に対し、自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、年次で開示することを義務付け
- 当調査に限らず、サプライチェーン上流における人権保護や労働問題などは、各企業における喫緊の課題となっています。（例：英国現代奴隷法 2015年制定）
各企業のサステナブル調達に求められる期待と役割は年々大きくなってきており、この役割を果たすためには、サプライチェーン上のあらゆる段階における仕入先の協力が不可欠であり、各企業が連携して取り組む必要があります。

コンゴ民主共和国

- ① 南スーダン共和国
- ② ウガンダ共和国
- ③ ルワンダ共和国
- ④ ブルンジ共和国
- ⑤ タンザニア共和国
- ⑥ ザンビア共和国
- ⑦ アンゴラ共和国
- ⑧ コンゴ共和国
- ⑨ 中央アフリカ共和国



- 各企業が、個社で武装勢力の資金源となっていないことを証明する事は困難です。
- そのため、紛争鉱物規制への対応を推進する国際団体であるRMI（※注1）は、
 - > 世界的な紛争地域及び高リスク地域における武装勢力への資金供与、児童労働をはじめとする人権侵害などを含む「OECD Annex IIリスク」に関与していない製錬所を検証するプログラムを展開し、プログラムに適合した製錬業者のリストを公開しています。
 - > 業界内外で共通使用するための調査票（CMRT ※注2）を公開しています。

⇒本調査は、調査票(CMRT)を用いて製錬業者を特定し、武装勢力の資金源となっていないことを上記リストにより証明することを目的としています。



※注1：RMI (Responsible Minerals Initiative) :
情報/コミュニケーションテクノロジー業界のメンバーからなる組織で社会/環境責任の促進へ世界的な取組みを推進

※注2：CMRT (Conflict Minerals Reporting Template)

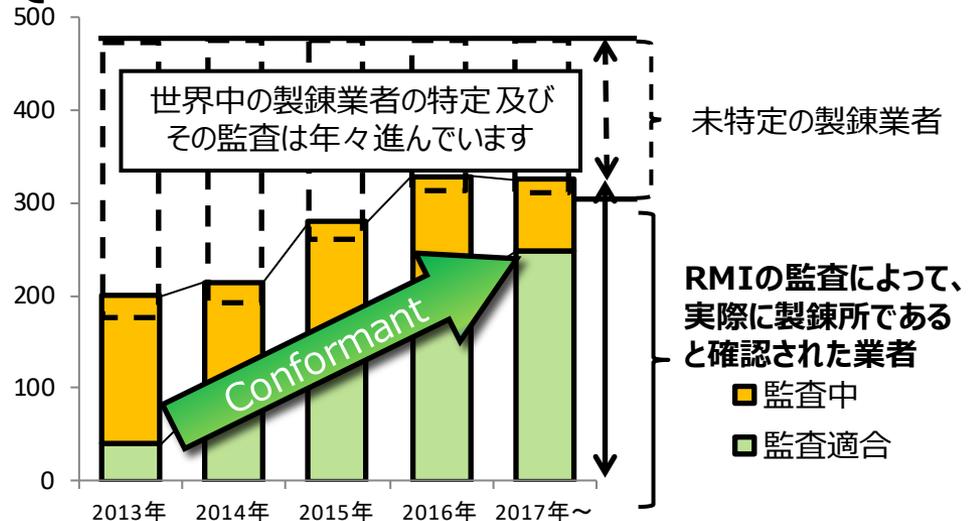
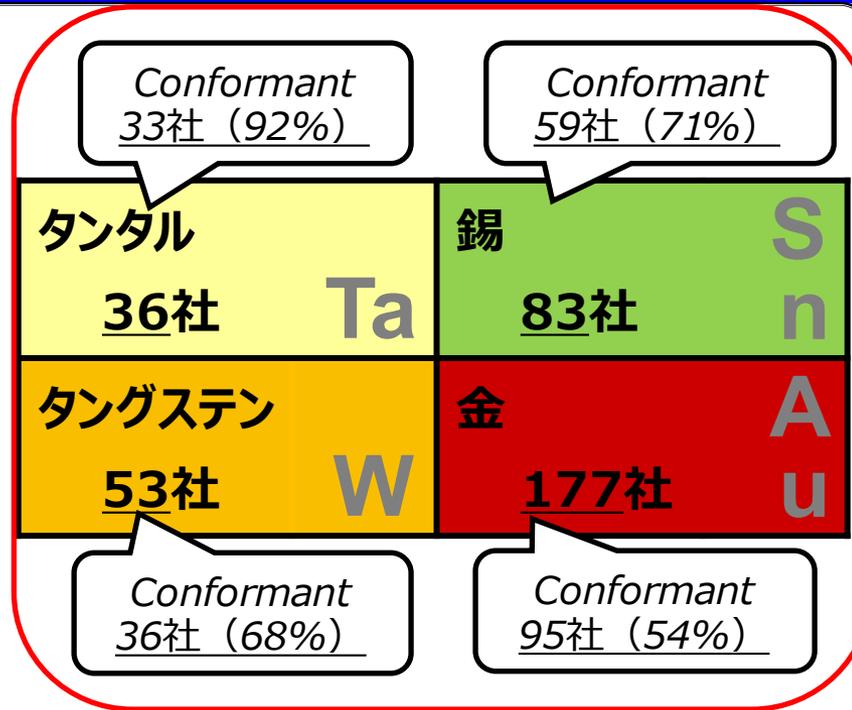
調査開始からこれまでの歩み

- RMIによって世界中の製錬業者の調査が進められており、実際に製錬業を営んでいると確認された業者のうち、約64%の業者がRMIの「責任ある鉱物保証プロセス」(RMAP)に適合しています。(2023年3月8日現在)

- 上記のRMIの調査が進められることにより、各企業は3TGの調達におけるサプライチェーン上の製錬業者について、より正確な情報をもって評価できるようになってきました。

- 当調査やRMI等の国際団体による支援活動は、DRC及び周辺9カ国における適正な鉱山業の発展に寄与するとともに、武装勢力の規模縮小や、紛争地域における難民の減少にも貢献していると言われています。(※)

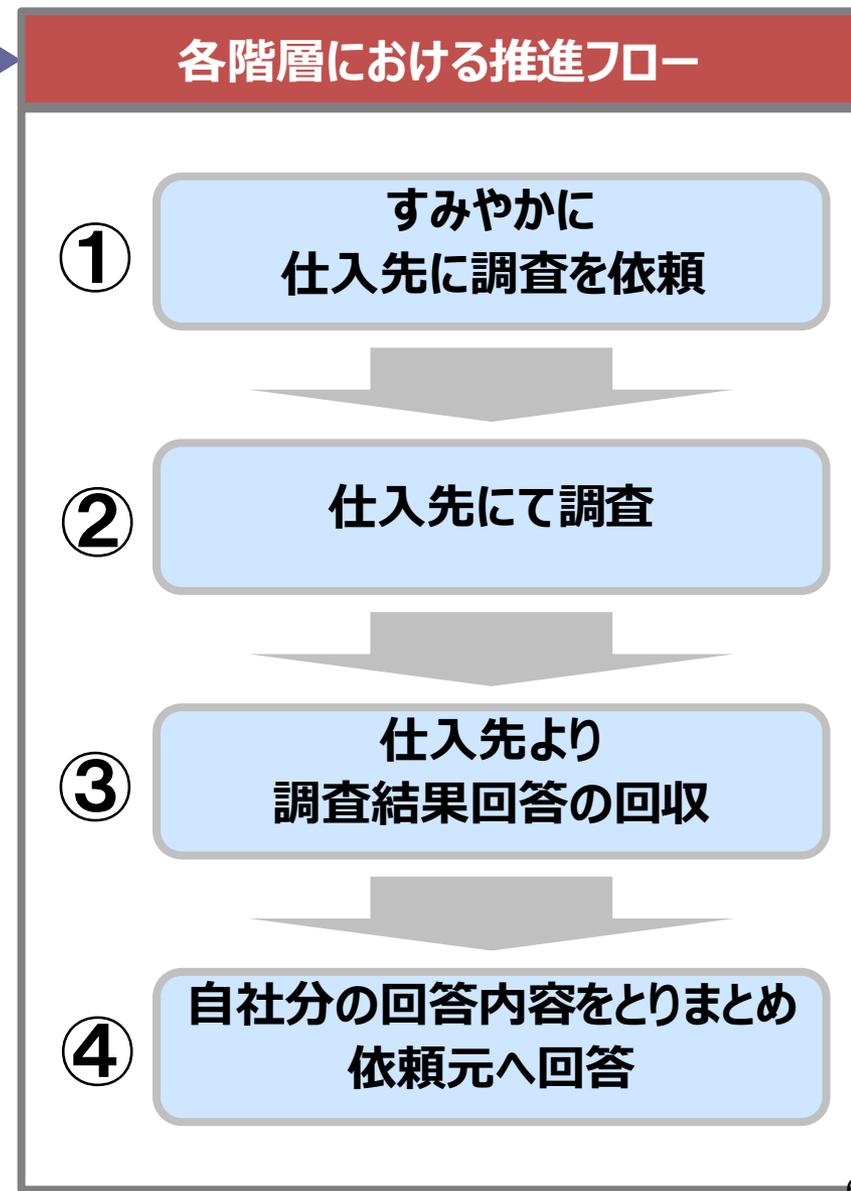
※ この法律は、DRC及び周辺9ヶ国からの3TGの調達を規制するものではありません。



- **サステナブル調達の一環として紛争鉱物調査を実施することによって、責任ある鉱物調達を目指すためにも、世界中の企業がサプライチェーン上に存在する製錬業者情報を収集して、それらを報告する活動に継続して取り組んでおります。**
- **当調査は人権尊重・環境保護を踏まえたサプライチェーン全体へのサステナビリティの取り組みの浸透を狙い、米国上場企業とそのサプライチェーンに連なる企業が協力して、毎年継続し、実施いただいております。**
- **調査依頼を受領しましたら、速やかにサプライチェーンを遡って調査を行い、その結果を漏れなく集計し、報告するようご理解と協力をお願い致します。**

調査展開の流れ

紛争鉱物に関する調査はサプライチェーンを遡り、製錬業者を特定することです。
 依頼から調査票の回収までには、多くの時間を要しますので、速やかに部品、材料の調達元に調査を依頼して下さい。



(ご参考)CMRT改訂の背景

- 「EU規制への対応」、「ESGの取組への期待」などの外部環境変化に伴い、従来実施してきた「紛争鉱物調査」から「責任ある鉱物調達」への取組趣旨や範囲が拡大する傾向にあります。
- 上記傾向を踏まえ、2020年のCMRT改訂以降、「CAHRAs」「OECD Annex II リスク」などが考慮されています。

EU規制の概要と米国法との比較

EU紛争鉱物規則 -米国法との比較-

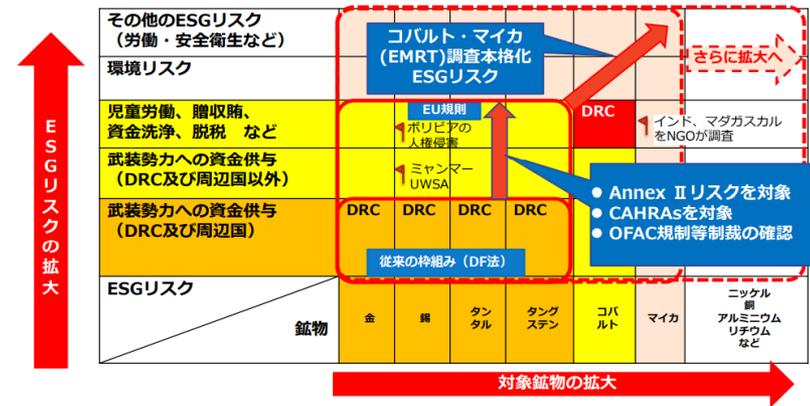
	米国ドッド・フランク法 (DFA)	EU紛争鉱物規則
発効日	2010年7月 成立 2012年8月 SEC実施規則 施行	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用 (デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物 (鉱石・未加工金属) を輸入する企業 (*) 部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	DRC及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. EU加盟各国による事後確認

- EUのCAHRAsリストは2020年12月公開以降、予定通り4半期ごとに更新。次回は6月更新予定。
- 川下企業向けの透明性プラットフォームの公開は、2022年の予定。
→プラットフォームへの情報登録はボランティアだが、欧州川下企業のDDが活化する可能性あり
- EUによる責任ある製錬所リストは2023年以降に公表の予定。
- EUによる規則の見直し (鉱物追加や川下企業へのDD義務化等) は、2023年以降となる見通し

※JEITA作成資料から一部抜粋

今後のトレンド (リスクの拡大イメージ)

今後のトレンド (リスクの拡大イメージ)

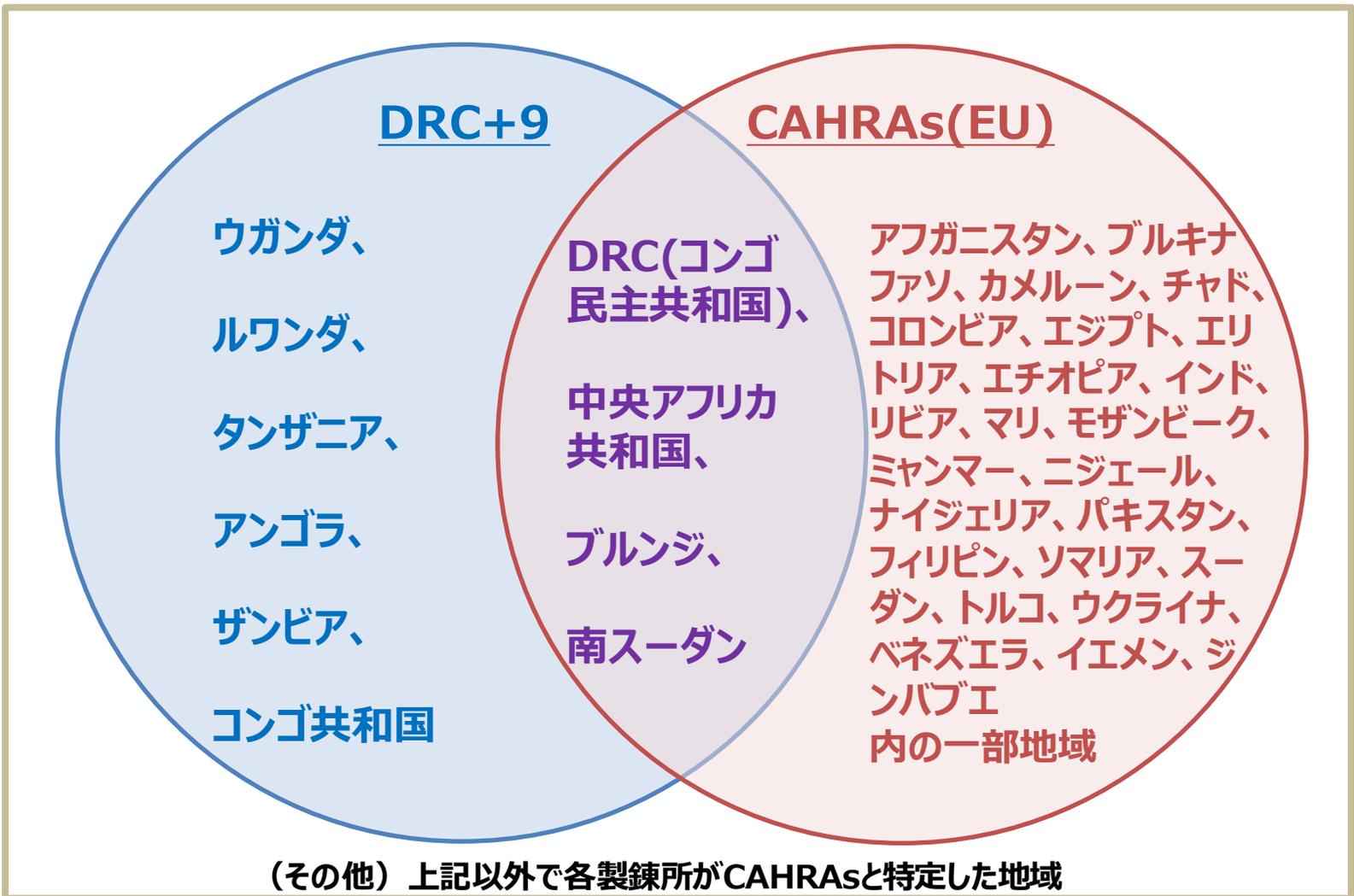


企業が『責任ある鉱物調達』のために考慮すべき
鉱物/地域/リスクは今後も拡大する方向

- **OECDのDDガイダンス附属書IIにおける、Conflict-Affected and High-Risk Areasの定義は以下のとおりです。**
- ✓ **紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。**
- ✓ **武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。**
- ✓ **高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。**

- **OECD DD Guidance Annex II**における、紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針の例示は、以下のとおりです。
 1. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
 2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
 3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
 4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
 5. 資金洗浄
 6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

- アフガニスタン
- ブルキナファソ
- カメルーン
- チャド
- コロンビア
- エジプト
- エリトリア
- エチオピア
- インド
- リビア
- マリ
- モザンビーク
- ミャンマー
- ニジェール
- ナイジェリア
- パキスタン
- フィリピン
- ソマリア
- スーダン
- トルコ
- ウクライナ
- ベネズエラ
- イエメン
- ジンバブエ
- ◎ ● 南スーダン
- ◎ ● ブルンジ
- ◎ ● 中央アフリカ共和国
- ◎ ● コンゴ民主共和国
- ◎ ウガンダ
- ◎ ルワンダ
- ◎ タンザニア
- ◎ アンゴラ
- ◎ ザンビア
- ◎ コンゴ共和国



◎: DRC+9
●: CAHRAs(202306時点)

<https://www.cahraslist.net/cahras>

注：EU公表のCAHRAsは国レベルではなく、地域レベルで特定されております。CMRTの設問の回答の際には、必ず原文をご参照ください。また、CAHRAsの更新は四半期毎に更新されるため、都度最新版をご確認ください。